

<報道発表資料>
(経済同時)

令和8年3月30日
京都市文化市民局地域自治推進室

京都市デジタル地域ポイントの愛称を 「京都ポイント（きょうぽ）」に決定

京都市では、継続する物価高に対する市民生活の応援や地域経済の活性化のため、市民1人につき5,000円相当分のデジタル地域ポイントの給付を予定しています。

市民の皆様や店舗運営の事業者様に、「市民生活応援 デジタル地域ポイント給付事業」をより広く知っていただくとともに、事業参加への機運を醸成するため、広く愛称を募集したところ、多数の御応募をいただきました。御応募いただきました皆様に感謝申し上げます。

この度、愛称を決定しましたので、お知らせします。

【愛称について】

- 愛称 京都ポイント（きょうぽ）
- 愛称の選定理由
提案件数が最も多く、京都のデジタルポイントであることが直感的にわかり、シンプルで覚えやすく、多くの世代に親しみやすいため。
- 応募期間 令和8年3月6日（金）～3月19日（木）
- 応募件数 312件
- その他御応募いただいた愛称案
都ポイント（みやぼ）、古都ポイント（ことぼ）、洛ポイント（らくぼ）、デジポ、おおきにポイント、はんなりポイント、おこしやすポイント など
- 表彰等
選定された愛称を御提案いただいた方の中から、抽選で5名の方に1万円相当の京都市特産品をプレゼントします。当選者発表は、発送をもって代えさせていただきます。京都市から連絡のうえ、後日、発送いたします。



本事業に乗じた詐欺に御注意ください！
京都市職員等関係者が、マイナンバーや個人情報、暗証番号などを伺うことや通帳、キャッシュカードを受け取ることは絶対にありません！

【市民生活応援 デジタル地域ポイント給付事業概要】

国の経済対策の交付金を活用し、継続する物価高に対する市民生活の応援や地域経済の活性化のため、市民の皆様へデジタル地域ポイントの給付を行うもの。

● 給付対象者

事業期間中に京都市に住居登録がある者。

● 給付時期

令和8年夏頃

● 給付方法

スマートフォン等の専用アプリケーションを用いて、マイナンバーカードによる本人認証を行い、市民お1人につき、5,000円相当分のポイントを給付します（登録された市内の店舗で利用可能）。

スマートフォン等をお持ちでない方については、別途制度を御利用いただく手法を検討中です。

● 留意事項

1 市民の皆様

デジタル地域ポイントの給付には、マイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカードについては、申請から受取まで一定のお時間を要します。取得されていない方は、お早めに御申請いただきますようお願いいたします。

2 店舗等事業者の皆様

本事業の参加店として御登録をお願いします（詳細が決まり次第、京都市情報館等で御案内します。）。

<お問合せ先>

- ・ デジタル地域ポイントに関するお問合せ

市民生活応援デジタル地域ポイントコールセンター

050-2030-3370

※ 相談時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝休日を除く。）

- ・ マイナンバーカードの取得に関するお問合せ

京都市マイナンバーカードセンター

075-746-6855

※ 開庁時間：月・水曜日：午前9時から午後7時 その他：午前9時から午後5時
（祝休日・年末年始等を除く。）